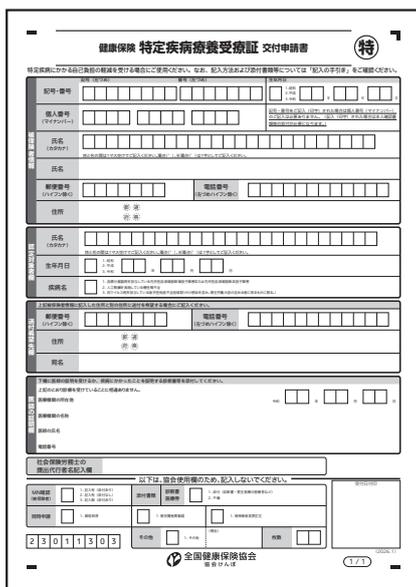


健康保険 特定疾病療養受療証 交付申請書 記入の手引き

特定疾病にかかる自己負担の軽減を受ける場合にご使用ください。

申請書は1ページです。
漏れなく正確にご記入ください。



The form is titled "健康保険 特定疾病療養受療証 交付申請書" (Special Disease Medical Care Certificate Delivery Application Form). It contains several sections for personal information, including name, address, and insurance details. There are checkboxes for "本人申請" (Self-application) and "代理人申請" (Proxy application). At the bottom, there are checkboxes for "療養費の軽減" (Reduction of medical expenses) and "療養費の免除" (Waiver of medical expenses).

添付書類(※)をご用意ください。

- 申請書の医師の証明欄に証明を受けられない場合
- ・ 特定疾病に関する意見書または特定疾病にかかったことを証明する書類（診断書等）

特定疾病にかかる自己負担限度額

特定疾病にかかる自己負担限度額は1万円です。ただし、人工腎臓を実施している慢性腎不全の方のうち、70歳未満の上位所得者（標準報酬月額53万円以上の方）とその70歳未満の被扶養者は、自己負担限度額が2万円となります。

対象特定疾病

- ① 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
- ② 人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
(H I V感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る)

注意事項

特定疾病の高額療養費の特例は、保険者の認定を受けることにより該当し、発効日から有効となります。
☑ 発効日は申請月の初日(健康保険加入月の場合は資格取得日)となります。

※ 協会けんぽの処分決定後は、ご提出いただいた書類の返却はできません。

マイナ保険証をご利用ください

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナ保険証として医療機関等を受診できます。なお、本申請により、協会けんぽから特定疾病療養受療証の交付を受けることにより、特定疾病療養受療証の医療機関等窓口への提示は不要となり、認定を受けた疾病による保険診療の窓口負担額が一定の自己負担限度額までとなります。

ぜひ、マイナ保険証をご利用ください。

※ オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合や、協会けんぽにマイナンバーの登録が行われていない場合は、特定疾病療養受療証を医療機関等の窓口に表示いただく必要があります。

次ページに記入例があります。➔

ご提出・お問い合わせ先

申請書のご記入後は、協会けんぽ都道府県支部に郵便でご提出ください。
* 各支部の所在地・電話番号などは、協会けんぽホームページをご覧ください。



協会けんぽ

検索

